

北広島町告示第 130 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定によって、令和 5 年度及び令和 6 年度において、町が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和 27 年法律第 184 号〕第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査（以下「資格審査」という。）に係る申請手続等について次のとおり定める。

令和 4 年 10 月 14 日

北広島町長 箕野博司

1. 入札参加資格

別表第 1 上欄の希望業務の分野ごとに、同表下欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

- ア. 年間平均実績高
- イ. 自己資本額
- ウ. 有資格者数
- エ. 営業年数

(2) 主観的審査事項

- ア. 町が発注した測量、建設コンサルタント等業務の業務成績
- イ. 町の指名除外の状況
- ウ. ISO9001 の認証取得の有無

2. 資格審査の申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査に係る申請を行うことができない。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る資格審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けていない者
- (3) 直近 2 年間に於いて、資格審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- (4) 資格審査に係る申請を行うときに北広島町税の滞納がある者

- (5) 資格審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は北広島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から 24 か月を経過している者を除く。
- (6) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
  - ア．雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
  - イ．健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ウ．厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

### 3. 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、電子申請（広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

#### (1) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第 2 各項の提出書類のうち、第 2 項から第 8 項のものは、別に広島県土木建設局建設産業課（広島市中区基町 10 番 52 号。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出し、かつ、第 1 項、第 2 項、第 9 項（契約権限を委任する場合に限る。）、第 10 項のものは、別に次に掲げるインターネット専用サイト（以下「専用サイト」という。）に電磁的記録をアップロードする方法により提出するものとする。

#### (2) 申請期間

令和 4 年 11 月 1 日（火）から令和 4 年 11 月 18 日（金）までに電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和 4 年 11 月 25 日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便（別表第 2 第 1 項、第 2 項、第 9 項（契約権限を委任する場合に限る。）、第 10 項のものは、専用サイトに電磁的記録をアップロードする方法）により到達させなければならない。なお、期日までに記録又は到達しない場合は申請全体を無効とする。

#### (3) 専用サイト

<https://bid-entry.com/>

### 4. 受付票の交付

資格審査の申請をした者に対しては、特に受付票を交付しない。

#### 5. 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び資格審査の申請をすることができない。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

#### 6. 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和7年3月31日まで有効とする。ただし、令和7年4月1日以降においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

#### 7. その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第2（当初申請：電子申請）

資格審査申請に係る提出書類		提出先の区分	
		広島県	町
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）		○
2	送信完了 兼 受付票	○	○
3	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）（写し不可） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要はない。	△	
4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し （納税地を管轄する税務署で取得すること）	○	
5	決算関係 法人… 直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人… 直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書	○	
6	法人… 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	
7	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	△	
8	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し、	△	
9	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）		△
10	使用印鑑届		○

注1 ○印は、提出が必須なものを示し、△印は、該当する場合に提出が必要なものを示す。

注2 電子申請において、申請先自治体で共通する提出書類については、広島県へ一括送付すること。

注3 町への提出書類は、第3（3）に記載する専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注4 第2項で定める書類については、広島県内自治体における納税義務の状況を記載したうえで、提出すること。

注5 第3項、第4項及び第6項で定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。

注6 電子申請において、第4項で定める書類については電子納税証明書に代えて提出することができる。

注7 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第5項で定める書類にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

注8 提出書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。